

太子町経営継続支援緊急対策信用保証料補助金のご案内

概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内中小事業者等の負担軽減のため、兵庫県の制度融資を受け、国の信用保証料（1/2）の対象となる方が、借入の際に支払った信用保証料の補助を行います。
対象融資	兵庫県の制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金） ※原則として、運転資金のための融資に限る。 令和2年1月29日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金に要する借入を行い、当該対象融資に借換を行った場合は対象となります。
対象者	下記に掲げる条件を満たす方 ・兵庫県の制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）を受け、国の信用保証料補助（1/2）の対象となる方 ・令和2年5月1日から令和2年10月31日までに上記融資の実行がなされた方 ・法人については、町内に事業所または店舗を有する方 ・個人事業主については、町内に住所を有する方または事業所若しくは店舗を有する方 ・町税等を完納している方 ・他の市区町村にて同様の信用保証料の補助を受けていない方 ・暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない方
補助額	信用保証料を最大10万円まで補助（※1事業者当たり1回までとなります。）

■手続きの流れ

(1) 交付申請書の提出 信用保証料を支払った日から起算して1ヶ月以内に、必要書類を太子町役場産業経済課へ提出ください。

1. 太子町経営継続支援緊急対策信用保証料補助金交付申請書
2. 対象融資の事実を確認できるもの
3. 返済予定表の写し等償還計画が分かるもの
4. 信用保証料の支払方法及び支払金額が確認できるもの
5. 信用保証料の支払事実が確認できるもの
6. 法人：町内に事業所又は店舗を有し、事業を行っていることが確認できるもの
個人事業主：町内に住所を有すること又は町内に事業所若しくは店舗を有し、事業を行っていることが確認できるもの
7. 町税等の納税証明書
8. 誓約書 ※申請書等様式は、太子町HPにて取得できます。



(2) 交付決定通知書の交付 申請内容を確認後、交付決定通知書を送付します。

(3) 補助金の交付 交付決定後、請求書で指定された口座に振り込みます。

※繰上償還等により、信用保証協会から保証料の返戻がある場合は、補助金の返還が発生します。

お問い合わせ・申請書類提出先

〒671-1592 揖保郡太子町鶴 280-1

太子町役場 産業経済課 TEL：079-277-5993